平成２７年（フ）第１８３号
静岡県富士宮市小泉414番地
債務者　中野　信昭
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１８８号
静岡県富士市久沢642番地の１エムロードＡ－２号
債務者　安藤　朗代
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２１３号
愛知県一宮市猿海道３丁目１番18号　パークサイド多加木406号
債務者　杉村　　茂
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第４９号
兵庫県西脇市大野544番地の８、住民票上の住所兵庫県西脇市黒田庄町門柳734番地の１
債務者　村上　　晋
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１８５号
香川県高松市本町４－12　グランブルー本町５ビル103号室、住民票上の住所香川県小豆郡小豆島町草壁本町585番地７
債務者　鳥居　拳太
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８５６号
名古屋市港区港陽３丁目６番５号　メゾン・ド・アヴァル503号
債務者　川口　博貴
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２３号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地63棟510号、従前の住所神戸市東灘区西岡本２丁目25番３－701号
債務者　森井　　威
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２４号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１ポートアイランド団地63棟510号、従前の住所神戸市東灘区西岡本２丁目25番３－701号
債務者　森井　義子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６２３号
神戸市北区鈴蘭台南町９丁目４番８－101号、従前の住所兵庫県三木市口吉川町笹原６番地の２　101号
債務者　伊東こと　村山　　恵
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４６号
神戸市中央区下山手通３丁目13番10号パークサイドトア山手101、従前の住所神戸市中央区二宮町１丁目14番19－201号
債務者　川瀬　　精
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７号
愛媛県宇和島市津島町柿之浦288番地１　実藤アパート２号室
債務者　髙山　浩一
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月23日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第８５号
北海道苫小牧市新明町４丁目18番３－207号
債務者　帰山　明美
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第６５号
千葉県袖ケ浦市蔵波2906番地57
債務者　菅野　　浩
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１６２号
長野県松本市宮田18番11号
債務者　加藤　孝一
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２５６号
大津市里３丁目２番11号
債務者　堀川　幸夫
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７９号
大津市朝日が丘２丁目１番37号　２号室
債務者　柴田　卓志
1　決定年月日時　平成27年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７４号
鳥取県鳥取市西品治311番地、住民票上の住所鳥取県鳥取市宮長67番地19
債務者　松本　慶太
1　決定年月日時　平成27年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
鳥取地方裁判所民事部